

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5－④)

政策分野名 【施策名】	食品の安全確保と消費者の信頼の確保	担当部局名	消費・安全局(大臣官房新事業・食品産業部、大臣官房) 【消費・安全局消費者行政・食育課／食品安全政策課／農産安全管理課／畜水産安全管理課、大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(食品企業行動室／基準認証室)、大臣官房地方課災害総合対策室】
政策の概要 【施策の概要】	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(4)	政策評価実施予定時期	令和6年8月

施策(1)		科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		生産、製造の段階における食品の安全確保等									
目標① 【達成すべき目標】		有機物・副産物肥料(注1)を農家が安心して利用できる仕組みの構築、全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率	0 %	2年度	10 %	7年度	－	2 %	4 %	6 %	8 %	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「新たな肥料制度の整備・活用を進めるとともに、肥料、土づくり、畜産、食品リサイクル等の関連施策の連携により、地力の維持向上、農業の生産性の向上、資源循環を実現」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 有機物・副産物肥料の生産量を、肥料の品質の確保等に関する法律が施行された令和2年12月から令和7年までに10%増加させることとしている。各年度の目標値については、毎年度一定の割合で増加すると想定し設定。
				－	1 %	令和5年12月把握予定					
	把握の方法		出典:肥料の品質の確保等に関する法律に基づく生産数量(1月～12月分)報告等(農林水産省消費・安全局集計) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃 算出方法:(当該年生産量-基準年生産量)／基準年生産量								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン(注2)に基づく管理手法の導入に取り組む飼料製造工場の割合	48 %	元年度	100 %	7年度	57 %	66 %	75 %	84 %	93 %	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 広域流通する最終製品の製造かつ供給の大宗を占める配合飼料製造工場について、GMPガイドラインに基づく管理手法の導入に向けて、その取組の着手状況を令和7年度までに100%とすることを目標として設定。 なお、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、毎年度、一定の割合で増加すると想定し、年度毎の目標値を設定。
				57 %	65 %	70 %					
	把握の方法		出典:農林水産省消費・安全局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:導入に着手している広域流通する配合飼料製造工場数／広域流通する配合飼料製造工場数								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		食品等事業者を対象にHACCP(注3)に沿った衛生管理の導入									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア JFS-A,B,C規格の認証・適合証明 取得件数	1,951 件	3年度	4,725 件	6年度	-	-	2,945 件	3,850 件	4,725 件	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①イの「輸出の拡大を目指す事業者が更なる衛生管理・品質管理の向上に取り組めるように人材育成や認証の活用等の推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	2,275 件		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標値については、食品安全マネジメント協会から提出のあった中長期計画の中から、令和3年12月時点でのJFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得見込み数から抽出し設定。また、基本計画において、令和7年度までに輸出額2兆円の目標が策定されたことを受け、輸出に向けたJFS規格の取得が活性化されることを見込み設定。		
	把握の方法		出典:食品安全マネジメント協会HP 規格/適合組織数 作成時期:調査年度の3月末日 算出方法:JFS-A,B,C規格の認証・適合証明を受けた件数の合計値								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)		食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		食品表示の適正化等、食品トレーサビリティの普及啓発									
目標① 【達成すべき目標】		食品表示の適正化									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	1.0 %	30年度	1.0 %以下	7年度	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)②ア「立入検査や食品表示の監視・取締りなどを行うとともに、科学的な分析手法等を活用し、効果的・効率的な監視や食品表示の適正化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成30年度時点で、生鮮食品は1.0%、加工食品は1.8%であるが、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③實際上、過失による一時的な違反が生じること 等を考慮し、可能な数値として令和7年度までに1.0%以下を目標値として設定。 なお、加工食品に係る不適正表示率については、令和7年度の目標達成に向けて、各年度においては、ほぼ一定の割合で減少させることを目標として設定。
					0.2 %	0.4 %	0.3 %				
	把握の方法		出典:地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:不適正表示小売店等数／調査小売店等数								
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率	1.8 %	30年度	1.0 %以下	7年度	1.6 %以下	1.4 %以下	1.3 %以下	1.2 %以下	1.1 %以下	F↓一直	
					1.2 %	0.9 %	1.3 %				
	把握の方法		出典:地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:不適正表示小売店等数／調査小売店等数								
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									

目標② 【達成すべき目標】			生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率	87 %	3年度	91 %	7年度	78 %	79 %	88 %	89 %	90 %	S ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)②イの「生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 食品トレーサビリティは、食品流通加工業者において取り組むことが求められているが、特に中小零細規模の事業者にとっては取組にかかるコスト等の要因により、取組拡大のテンポは遅いものとなっている。 食品トレーサビリティの取組実態については、統計調査である「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」で把握していたが、令和元年度で廃止されたため、令和2年度から同じく統計調査である「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」で把握することとなった。それに伴い、調査対象の選出方法が定点調査から無作為抽出に変更され、過去の年度との実績値の変動が大きくなった。これにより、令和元年度に設定した目標値を令和2、3年度の実績値が上回ったことから、令和4年度より目標値の見直しを図ることとした。アについては、令和2、3年度の実績値の変動幅を考慮して、その平均値を基準とし、イについては、直近の令和3年度の実績値を基準として、引き続き政策を着実に実施していくことで、毎年度、一定の幅で増加していくと想定し、目標値を上方修正。
					89 %	85 %	85 %				
	把握の方法		出典:食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 (農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃 算出方法:農畜水産物の出荷記録を保存している数／生産者数								
達成度合いの 判定方法		各年度の達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率	46 %	3年度	50 %	7年度	42 %	43 %	47 %	48 %	49 %	S ↑－差	
					45 %	46 %	54 %				
	把握の方法		出典:食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃 算出方法:入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録を保存している数／流通加工業者数								
達成度合いの 判定方法		各年度の達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段							
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)		-	0052	(6) 食品表示監視強化対策事業 (平成24年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0057
(2) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)		(2)-①-ア (2)-①-イ	0053	(7) 敷料等有害物質の家畜等移行調査・試験事業費 (令和3年度) (主)	-	-	0058
(3) 牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 (平成15年度) (主)		-	0054	(8) 豚熱経口ワクチン内製化推進事業 (令和4年度) (主)	-	-	0059
(4) 生産資材安全確保対策事業委託費 (平成18年度) (主)		(1)-①-イ	0055	(9) 牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業 (令和5年度) (主)	-	-	0060
(5) 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費 (平成18年度) (主)		-	0056				
行政事業レビューシート 参照URL		https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya04.html					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)						
政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 農薬取締法 (昭和23年) (主)	-	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(2) 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(3) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和29年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与する。
(4) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法) (平成10年) (主)	-	-	-	-	(1)-②-ア	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。
(5) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア (2)-②-イ	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。
(6) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア (2)-②-イ	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。
(7) 食品表示法 (平成27年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。
(8) 日本農林規格等に関する法律(JAS法) (平成29年) (関連:5-①、②)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)						
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
【復興庁より】 (1) 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 (平成24年度)		-	復-0065	【復興庁より】 (2) 福島県農林水産業復興創生事業 (令和4年度)	-	復-0074
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL		(復興庁HP) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html				

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	有機物・副産物肥料	家畜ふん堆肥など動植物質のものを原料とした肥料や産業副産物を原料とした肥料。
注2	GMP(ガイドライン)	飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインは、飼料の安全確保に関する国際的な考え方の変化を背景に、原料から最終製品までの全工程において実施する基本的な安全管理である適正製造規範(GMP: Good Manufacturing Practice)を事業者自らが導入するため指針として2015年4月に制定。
注3	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜き検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。